

会議録

1 会議名	令和 8 年度第2回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和 8 年 7 月 29 日(水曜日) 10時 00 分～
3 場所	市庁舎5階 第 1 委員会室
4 議題	(1) 抽出事案について (2) 指名停止について(3)令和 7 年度報告書の提言内容に対する対応について
5 審議結果	
1 抽出案件について (1) もみじ谷葬斎場火葬炉(7 号炉・8 号炉)改修工事 【委員】 1 者入札になっているが、過去も同様の状態なのか。県内でこの工事ができる業者は少ないのか。できる限り競争を働かせるためにはどういったことを考えているか。 【事務局】 年次計画に基づき進めている施設改修のうち、火葬炉の改修工事(発注工種:タイル・れんが・ブロック)は非常に特殊で施工できる業者が少ないため、市外まで門戸を広げて発注している。 しかし、専門性が高いことから応募が集まりにくく、令和 6 年度の同様の工事に続き、令和 7 年度の入札も参加者が 1 者のみにとどまっている状況である。 【委員】 市外以外業者等も含めこの工事ができる業者がどれだけいるのか。 また、どのような業者になるのか。 【事務局】 業者数としては、入札の参加できる登録業者は、約 10 者程度になります。今回応札があったのはその中の 1 業者になる。 実際、炉の改修ができる業者は市内に 1 社で、市外に 2 者か 3 者ぐらい入札に参加されている状況である。 【委員】 落札率は 92.3%であり最低制限価格帯の範囲で応札しているということは潜在的に参加者がいるということを業者も考えていると思うので、特に競争状態ではないとはとらえていない。 【委員】 適切な入札価格で入札されているということは理解するが競争性の確保をしっかりと実施していただいて、登録をしている業者にはできるだけ参加することに注力していただきたい。 (2)長崎市配水管整備舗装復旧工事(単価契約) 【委員】 この配水管整備舗装復旧工事(単価契約)の令和4年度からの入札執行状況を確認すると、入札参加者が辞退や同日落札で少ない。舗装業者の数が少ないのか。 【事務局】 舗装業者自体の数は多いと思われます。本工事の舗装に関しましては、この工事は小規模の工事で、	

施工箇所が点在していたということと、令和 8 年 3 月に入札が行われたが、同時期に 7 件の舗装復旧工事が入札されたことから、2 者の少ない数になったと思われる。

【委員】

舗装工事の件数は多いのか。応札者数も多いのか。

【事務局】

舗装工事の入札参加資格は、工種が「舗装」であることに加え、設備や体制の要件を満たし市への登録を完了した「アスファルト舗装工事に係る施工体制の確認済事業者」に限定されている。今回の入札時点では、8 者、直近では 9 者であり、一桁の事業者間による競争環境となっている。

(3)道路舗装工事(単価契約)

【委員】

工事名を見ただけでは工事内容が分からなかった。普通、道路舗装というのは、範囲をあらかじめ決めて施工すると認識しているので、今説明を聞いて理解できたが、この工事は、道路の陥没を緊急的に補修するとかそういった契約か。

【事務局】

この工事は、道路の陥没や損傷などの補修に迅速に対応するため、あらかじめ単価の契約を締結し、状況に応じて受注者への確かつ速やかに指示を出せる体制を整えている。

【委員】

事前にそうした契約であることがわかるような工事名にしていだきたい。緊急的な補修に備えた単価契約に基づき補修を行ったのであれば、情報公開においてもその旨を分かりやすく説明し、公開しておくべきではないか。

【事務局】

工事の名称につきましては、先ほどの上下水道局発注の単価契約も同様ですが、単価契約の趣旨自体が『早急に対応できる形』での発注であると認識している。どのような名称が最適かについては、今後、所管課と協議しながら検討したい。

【事務局】

工事名称の件もあるが、入札に参加する業者は件名だけでなく、現場説明書や設計書の内容を確認した上で、施工条件を踏まえて応札していると認識している。当課としては、本工事に緊急性の高い対応が必要であるという内容を把握しているが、そうではない方々のことも考慮し、いただいたご意見を踏まえて再度検討したい。

(4)市道滑石 15 号線ほか 2 線交通安全施設設置工事(緊急通学路その 5)

【委員】

言葉として緊急通学路がよくわからなかった。工事の内容としては、車両の速度を落とすためのハンプを付けたということだというのは理解するが、緊急通学路について聞きたい。

【事務局】

通学路については、定期的に関係部局と合同点検を実施している。今回「緊急通学路」として工事を発注した経緯は、令和 3 年 6 月に千葉県八街市で発生した通学路での交通事故にある。

当該事故は見通しの良い直線道路で発生したため、従来の安全対策とは異なる新たな視点に基づ

き、全国一斉の通学路緊急点検が実施された。その結果、緊急的な対策措置が必要であると国に認められた箇所について、国の補助事業として工事を発注するに至った。これに伴い、令和3年度以降の当該事業による工事には「緊急通学路」という名称を付して発注している。

【委員】

道路の新設ではなく、既存の通学路における交通規制等の安全対策措置を緊急に工事したということか。

【事務局】

その通りである。

(5)中央部地区区画線設置工事(単価契約)

【委員】

本工事は「塗装」の区分で発注されているが、入札執行が令和8年4月24日ということで、この時期は原油価格の上昇に伴うナフサ不足により、塗装用の塗料(ペンキ)の価格高騰や入手困難が生じていた時期であると認識している。このような状況下では、見積もりを行った事業者側も「この予定価格では厳しい」「最低制限価格率が91%であっても厳しい」と考えたのではないかと推察される。

そこで質問の趣旨であるが、このように価格が上昇した場合に対応するため、入札後に事業者が提示した単価を適用したり、インフレスライド条項のような仕組みを活用して対応したりする仕組みはあるか。入札後の対応として、そのような措置についてどのように考えているのか。

【事務局】

標準的な単価設定においては、県の単価採用や市場単価に基づく積算を基本としている。原油価格の動向を踏まえ、発注時に関係事業者へ聞き取り調査を実施した。

その時点では、資材納品の遅延に関する可能性の意見はあったものの、価格高騰に関する意見などはなかった。

今後、インフレスライド条項の適用等をはじめとする価格高騰への対応については、当該工事のみならず市全体としての判断も関わってくるため、契約検査課と協議を進めながら対応方針を決定していく考えである。

【委員】

基本的な長崎市としての考えの説明を所管課から願います。

【事務局】

昨今の中東情勢が及ぼす影響につきましては、まずは現場の基準として、事業課と受注事業者とのヒアリングを通じ、具体的な資機材の調達時期や価格の動向を注視している。

全体的な動きとしては、先行きが不透明な状況下において、国からも「発注時に実勢価格を予定価格へ適切に反映すること」や「資機材調達の状況を踏まえ、無理のない工期設定を行うこと」などが要請されている。これを受け、当課としても、全庁に対して同様の趣旨の通知を行い、周知徹底を図っているところである。

また、履行中である既存の契約についても、今後の情勢変動が懸念されますが、契約約款に規定されているスライド条項に基づき、事業者からの請求に対して適正かつ適切に対応を進めていく考えである。

【委員】

契約締結後であっても、スライド条項等を適用して適切な対応がなされるのか。その際、特定の超過変動率(%)が一律で機械的に決まっているわけではなく、実際の市場実勢を丁寧にヒアリングした上で対応を判断する、という認識でよいのか。

【事務局】

本契約には、すべての条項を網羅しており、事業者の変動要素を一部負担する仕組みを採用している。変動幅が1%を超えた場合を横断的な基準ラインとし、それを超えてコストが上振れした際には協議に応じる。その際の増額分については、変更契約を締結することで対応する手続きとしている。

【委員】

変動率が1%を超えた場合に関して、1%までは受注者(事業者)が負担する仕組みということか。この運用ルールを所管課で決定するにあたり、基準を超過した際は機械的(自動的)に対象とするのか、あるいは個別に判断するのか。

【事務局】

一定の基準に基づき、まずは業者と協議を行っている。その結果、基準に該当すると判断された場合は、速やかに処理および対応を進めている。

(6)文教排水区雨水渠推進付帯工事(配水管布設工事)

【委員】

最低制限価格未満による失格業者が21社で、結果として22社目の業者が落札している。この状況を踏まえ、そもそも本工事における予定価格の積算は妥当であったのか伺いたい。

また、こうした同種の工事においては、傾向として最低制限価格未満となるケースが多くなるものなのか。

【事務局】

今回の工事は配水管の布設工事であり、内容が比較的容易であったこと、また、3月の早期発注により年度当初の閑散期に施工できるため作業員の確保が容易であったことなど、好条件が重なったことが多くの業者による入札応募に繋がったと推測される。

予定価格については、国や自治体が定める標準歩掛に基づき人件費や材料費などを適正に積算した価格を基本としている。その上で、各業者が抱える手持ち工事の状況や作業員の手配状況を踏まえ、自社の利益を確保できる範囲内で適切に算出された結果であると考えている。

【委員】

入札参加業者に応札金額について聞き取りはしたのか。

【事務局】

今回の件については、特に応札金額に各社大幅な開きがなかったため、聞き取りは行っていない。

私たちが標準的な積算基準に基づいて行った設計価格と応札価格に大幅な開きがあった場合、積算の漏れ、間違い、現場の状況等が違ふといったケースは、再度、入札を行う。

(7)中部茂里町第1雨水排水ポンプ場改築整備機械工事

【委員】

(欠席のため事務局が説明)

構成要素が密接不可分な関係にあることと、執行部が特殊機械であることを理由とする高額な随意契約であるが、予定価格をどのように設定したのかを確認したい。

【事務局】

類似品を扱うメーカー3 者以上から、また部品等の汎用品については、市内業者 3 者以上から見積もりを徴取し、積算に反映させ、予定価格を算出している。

【委員】

正当な手続きを経て、各機器の価格を精査した上で積算が行われた点は了解した。その上で、今回の工事の評価について伺いたい。当初の想定(契約更新案件の特性)としては、業者から予定価格の100%での提示がなされる可能性もあった中、実際には予定価格の 95.9%での応札となった。この結果に対する評価(当初想定よりも安価に抑えられたという実績)について、どのように受け止めているのか。

【事務局】

当初の見積総額には、設計経費や下水道標準歩掛表に基づく経費を計上している。業者は予定価格を関知しない中で独自に積算して入札に臨んだ結果、予定価格を約 5%下回る価格で落札され、経費の削減につながったものと考えている。

【委員】

先ほど回答はあったものの、事務局において改めて委員の質問趣旨を詳細に聞き取り、それを踏まえて再度追加質問を受ける形で調整を進めたい。

(8)西部下水処理場受変電設備改築工事

【委員】

工事金額が非常に大きく、1 者JV(共同企業体)のみの結成となっている。そもそも県内において、当該入札参加資格の要件を満たし、他企業との組み合わせで参加可能な事業者が、他に存在するのか確認したい。

【事務局】

今回設定した入札参加資格を満たす市内業者は、代表構成員となり得る事業者が 13 者、その他の構成員となり得る事業者が 22 者である。本件は 3 者による JV(共同企業体)を想定しているため、計算上は最大 11 組の JV が組成可能であり、十分に参加可能な事業者が存在するという想定のもとで入札を実施した。

【委員】

そういう中で、今回 1 社になっているが、その原因は何が考えられるのか。

【事務局】

入札に参加しなかった事業者に対し、その理由について聞き取り調査を実施した。理由としては、受変電設備の改築に伴う中央監視制御設備の機能増設(改造)において、対応できる事業者が既設メーカーに限られていたことが挙げられる。事業者側で当該メーカーとの価格交渉を重ねたものの、価格が折り合わず、応札に足る金額まで下げることが困難であったため、今回は参加を見送ったという報告を受けている。

【委員】

聞き取りは何社ぐらい対象にしたのか。

【事務局】

機器等積算の参考として 8 者から見積もりを徴取した。そのうち 3 者に対して別途ヒアリングを実施したところ、3 者とも同様の見解・回答であった。

【委員】

(欠席のため事務局が説明)

大規模な電気工事案件であるが、1 者のみの応札になっている。このような状況は事前に想定されていたのかを確認したい。

【委員】

先ほど「事後的に判明した」との説明があった。しかし、事実上、事前に対象が限定されていたのではないかと推測される。事前の認識について見解を伺いたい。

【事務局】

入札参加が限定的であった背景として、技術者確保の課題が考えられる。本件は長期にわたる工事であり、監理技術者を長期間配置する必要がある。

現在、全国的に工事が多数稼働する中、事業者側には自社の施工体制を見極め、案件を厳選して応札する傾向が見られる。こうした市場動向も、応札者が限られた要因の一つではないかと推測される。

(9)案件全般

【委員】

当該区間中の対象工事(一般競争入札)156 件に対し、落札率が最低制限価格(率の上限)を超えた工事が21件、その発生率は13.5%である。従来から問題視されてきたことではあるが、発生比率の高さが今後とも続くようであれば、今後の入札制度のあり方見直しも視野に入れる必要があるのではないかと推測される。

【事務局】

今回の数値は、過去 5 年間の平均を大きく上回り、高い傾向を示している。委員の指摘を踏まえ、今後の入札制度の改善に向けて研究を重ね、入札制度の見直しに向けた検討を、継続的に実施する。

2 指名停止の運用状況

【委員】

工事成績評価を行った結果、60 点未満評価とは、具体的にどのくらい問題があるのか。

【事務局】

現場は完成しているものの、工事途中における施工管理および工程管理が不適切であった。また、必要な提出書類が期日までに提出されていない、あるいは未提出である等の不備があった。これらを総合的に評価した結果、工事成績評価点が 60 点未満という低い評価となった。なお、本市における同評価の全体平均点は 79 点である。

3 令和7年度報告書の提言内容に対する対応

(1)平準化への対応

【委員】

工事発注の平準化について、目標値(0.8)への到達には至っていない。大型工事の完成したことという要因はあるが、第4四半期に減少する全体の傾向は大きく変化していないため、第1四半期の発注増による更なる平準化が期待される。

以上の現状と契約検査課の平準化に向けた努力を踏まえ、委員会として「一定の改善・取り組みを評価する」との方向性で異議ないか。

【各委員】

異議なし

(2)継続して行われている施設補強など一部工事の入札について

【委員】

事務局より、入札参加条件の緩和により、入札参加申請数が増加し競争性が確保された旨の説明があった。落札業者は前回までと同じであるものの、落札価格の妥当性および参加申請数の増加という実績は、当委員会としても一定の評価をして差し支えないか。

【各委員】

異議なし

(3)工事内訳書の不備による失格者への対応

【委員】

ケアレスミスによる失格を防ぐため、新様式の工事内訳書に計算の徹底を促す文言を明記し、適切な積算を誘導するとの説明であった。この対応は実効性が期待できるため、一定の評価をすることとしたいが異論はないか

【委員】

異議なし